

はじめに

津島市では、第4次津島市総合計画に掲げる「市民と協働のまちづくり」を具体化するため、その基本的な考え方や施策の方向性をまとめた「津島市協働のまちづくり基本方針」を平成25年3月に策定しました。

今後、市民協働を市政運営の基本とし、協働のまちづくりの実践を通して、地域の個性を生かした市民が主役のまちづくりの実現を目指していきます。

この「Let'sもうやいこ～協働のルールブック～」は、これから協働のまちづくりを実践していくうえで、協働事業に取り組む皆さんが、どのように動き出し、どのようなかたちで協働を進めていけば良いのかといった疑問を感じた時に、解決するためのヒントとして活用してもらうために、津島市協働のルール策定委員会の皆さんと市が「もうやいこ」で作成しました。

本書が、皆さんが活動する上でお役に立てるものになること、また、素晴らしい活動が広がることを願っております。

平成27年4月



昔はよく聞いた「もうやいこ（共有・持ち合いの意）」
最近では「シェア」ってよく聞くけど、分かち合ったり分配したりすると、
きっと笑顔も「もうやいこ」だね！！

僕たちが紹介するよ！！

つし丸です。
津島神社の柱に住んでいます。津島市は長い歴史があっ
てみんなのつながりを感じるね！もっとみんなの活動
情報を知りたいな！



つし丸

ふじかです。
天王川公園の藤棚に住ん
でいます。いつもボランテ
ィアのみなさんにお世話
になっています。



ふじか

マッキーです。
天王川公園車河戸に住ん
でいます。お祭り大好き！
みんなで楽しい事を始め
たいな！



マッキー

市民協働とは？



津島市では、尾張津島天王祭、秋まつり、藤まつりなどが、古くからいろんな人の力によって盛大に開催されているよ。まつりを継承してきた人々の想いと、地域のつながりが強いまちだと思ふな。



藤まつりでは、写真を撮ってくれる高校生ボランティアなど、昔には無かったボランティアも誕生しているみたい。時代やニーズに合わせた活動もステキね♪



お祭りだけじゃないよ！
自分たちが住むまちを、みんなで力を合わせてより良くする人達もいるよ。
公園や道路の清掃をしたり、防犯活動をしたりする風景を見るよね。これも市民協働の一つだね！！



市民協働とは、市民、町内会、市民活動団体、事業者、行政などが、「課題の解決に向けて、対等な立場で、お互いの違いを認め、補完し合いながら、連携・協力していく」ことです。

必ずしも行政が仲立ちするわけでもなく、市民、町内会、市民活動団体、事業者だけで協働する場合があります。一人ひとりが主体的に参加して、情報を共有しながら、お互いの知恵と力を活かして協力することが必要です。

協働の効果は？



いろんな活動が協働で行われていることはわかったけど、協働するってなにがあるの？

私が住んでいる天王川公園は、市役所が、安心・安全に使えるように管理してくれているけど、ボランティアの皆さんが活動してくれるようになってから、楽しんでいただく工夫が増えているわ！



協働の効果は…

- ◇単独ではできなかったことが、できるようになる。
 - ◇お互いの特性や得意分野を活かすことで、より良いアイデアが生まれ、事業が進みやすくなる。
 - ◇新しい情報や手法が得られ、レベルアップを図ることができる。
 - ◇お互いのネットワークを活かして、活動の幅を広げることができる。
 - ◇安定した活動・運営を行うことができる。
- など、可能性が広がります。

協働すると、可能性が広がるね！だけど、注意しないといけないこともあるんだよ。



協働する前に知っておきたいこと…

- ◇相互間の意思疎通に時間と労力が必要となる。
 - ◇責任の所在が、不明確になるおそれがある。
 - ◇対等な関係が築けない協働は、依存関係を生み、自立性を失わせるおそれがある。
- など、事前に注意すべき点があります。



最初にチェック！！

	チェックポイント	チェック
1	目的を共有できる	
2	お互いの特性や得意分野が活かされる	
3	実現の方法を共有できる	
4	信頼関係を築ける	
5	社会的立場やお金にかかわらず、対等になれる	
6	手間をかけても協働で取り組む意義や効果がある	

協働相手の特性は？



やっぱりみんなで何かをするっていいよね！
ふじちゃんも津島が大好きなみんなと一緒に〇〇始めようよ！！

マッキーあせっちゃダメよ！
まずは、お互いのことをよく知って、理解し合うことが大事よ！！



協働相手の特性は？

主 体	特 性
地域コミュニティ (町内会・小学校区コミュニティなど)	地域内における問題解決に取り組み、住民の連帯意識の向上に努めています。 地縁的なつながりがあり、相互扶助、地域内の協力体制が整えられています。
市民活動団体 (NPO 法人・任意のNPO・ボランティア団体など)	自身の団体の使命・目標(ミッション)を達成するために、自主的・自立的に活動しています。 NPO法人などでは、営利を目的としない不特定多数の利益を増進する目的で活動し、専門性・機動性・先駆性等の特性を生かしたサービスが提供できます。
公益法人 (財団法人・学校法人・社会福祉法人など)	専門家の知識を集約することができ、公益性や専門性が高い特性があります。
事業者	企業理念において活動していますが、企業活動とは別に公益活動を行う事業者が増えており、専門性・機動性に特化しています。
行政	公平・平等が原則であり、サービスの受益範囲も行政区域内に限定され、均等に行き渡ることが要求されます。 法令・施策に基づき行動することから、均一的・画一的になりがちであるが、信頼性・安心感を提供することができます。



協働する目的も、それぞれの主体によって違うことを理解し合わないといけないね。

協働のカタチは？



いろいろな団体が集まると、協働のカタチもいろいろあるのね！

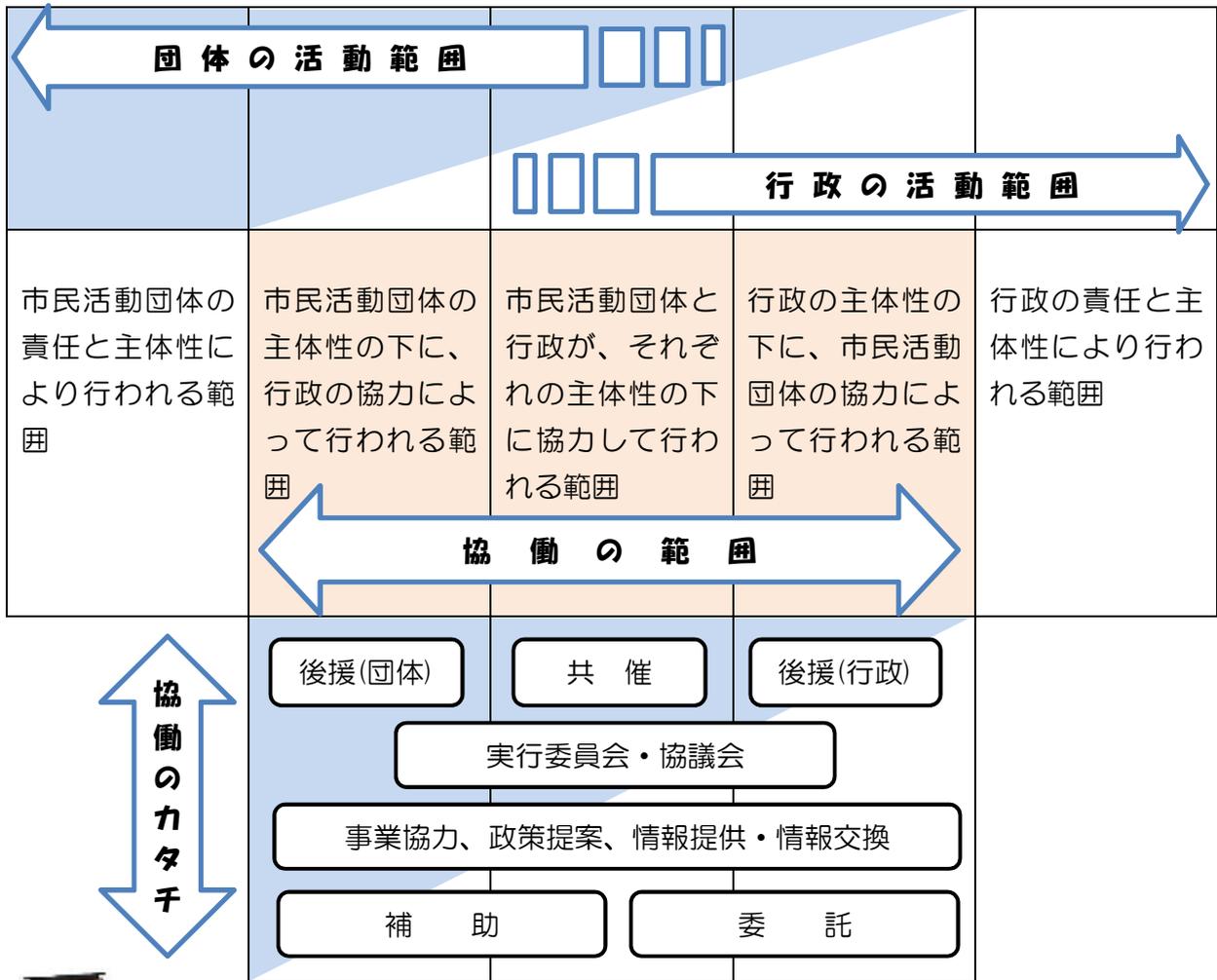
協働のカタチ	内 容	特徴・効果など
共催	複数の主体が、共に主催者となって事業を行い、事業の実施責任や成果は、それぞれの主体が応分に分かち合います。	対等な立場で、計画段階から協議を重ね、自主性・独立性が尊重された多様なサービスが提供できます。
後援	主催者の実施する事業に対して、他の協働相手が援助をします。	公共的事業を後援することにより、理解や関心、社会的信頼を得ることが期待できます。
実行委員会 協議会	複数の主体が新たな組織をつくり、事業を実施します。	計画段階から協議することにより、責任分担や経費負担が明確になります。また、情報の共有化、信頼関係の構築が図られます。
事業協力	各主体がそれぞれの特性を生かし、継続的に協力して事業を実施します。	双方の特性が発揮できます。また、協議の機会が増えることで、信頼関係の構築が図られます。
政策提案	専門的な知識や経験、情報等を生かし、委員会や検討会などに参加し、意見・提案などをします。	独創的・先駆的な発想や考えを施策に盛り込むことができます。また、市民参画の意識が生まれます。
情報提供 情報交換	各主体の持っている情報の提供、意見交換などを行い、情報の共有を図ります。	専門的分野の情報や、地域の課題、団体等の声を共有し合うことにより、事業内容の充実が図れます。
委託	事業主体が責任を持って行う事業を、協働相手の特性を活かして、より効果的に実施するために委託します。	協働相手を持つ特性を発揮することで、きめ細やかなサービスが提供されます。
補助 助成	協働相手が主体となる公共的事業に対して、財政的な支援を行います。	事業主体の自主性、独立性が尊重されます。

協働の活動範囲は？

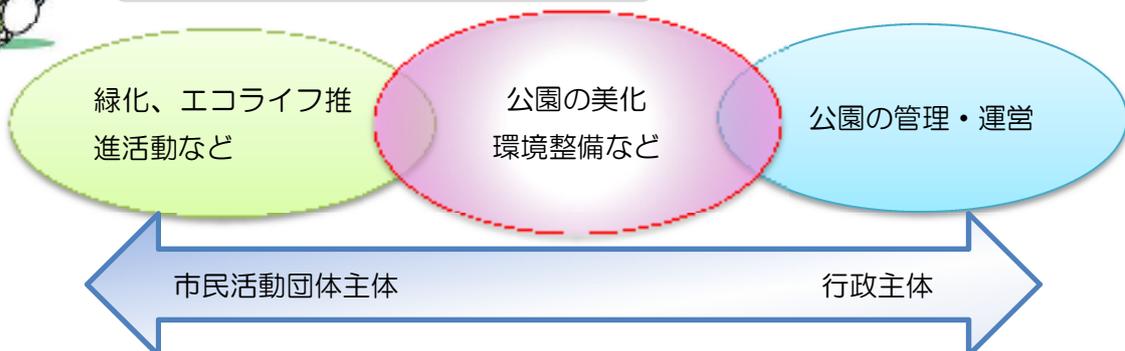


相手の特性や協働のカタチがいろいろある事がわかったぞ！！
でも、お互いにどこまで活動すればいいのかな？

市民活動団体と行政が協働する場合



例えば、公園を見てみると・・・



協働を進めていくうえでのルールは？

協働でまちづくりを進めて行くには、一定のルールが必要となるよ！
共通の目標を持って、それぞれの役割を理解し、責任を明確化しながら取り組むことが必要だね！！



目的・目標の共有

何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどのような成果をあげるのかという「目標」を共有しましょう。

相互理解

お互いの「立場」や「特性」を理解し、尊重し合いましょう。

対等の関係

お互いの「自主性」「自立性」を尊重しつつ、お互いがまちづくりの主役であるという「主体性」を認め合いましょう。

信頼関係の構築

基本的なマナーを守り、「対話」「理解」「共感」を大切にし、信頼関係を構築しましょう。

プロセスの共有

「企画立案」「実施」「評価」など、各段階での協議する場を設け、プロセスを共有しましょう。

補完性

お互いの特性を活かし、協働による効果を最大限に引き出すため、各々の「役割」と「責任」を明確にし、足りない部分をお互いに補い合いましょう。

透明性の確保

協働の相手方の選定、企画立案、実施、評価などの各プロセスにおける情報を公開し、各々が社会に対する説明責任を果たすことが必要です。

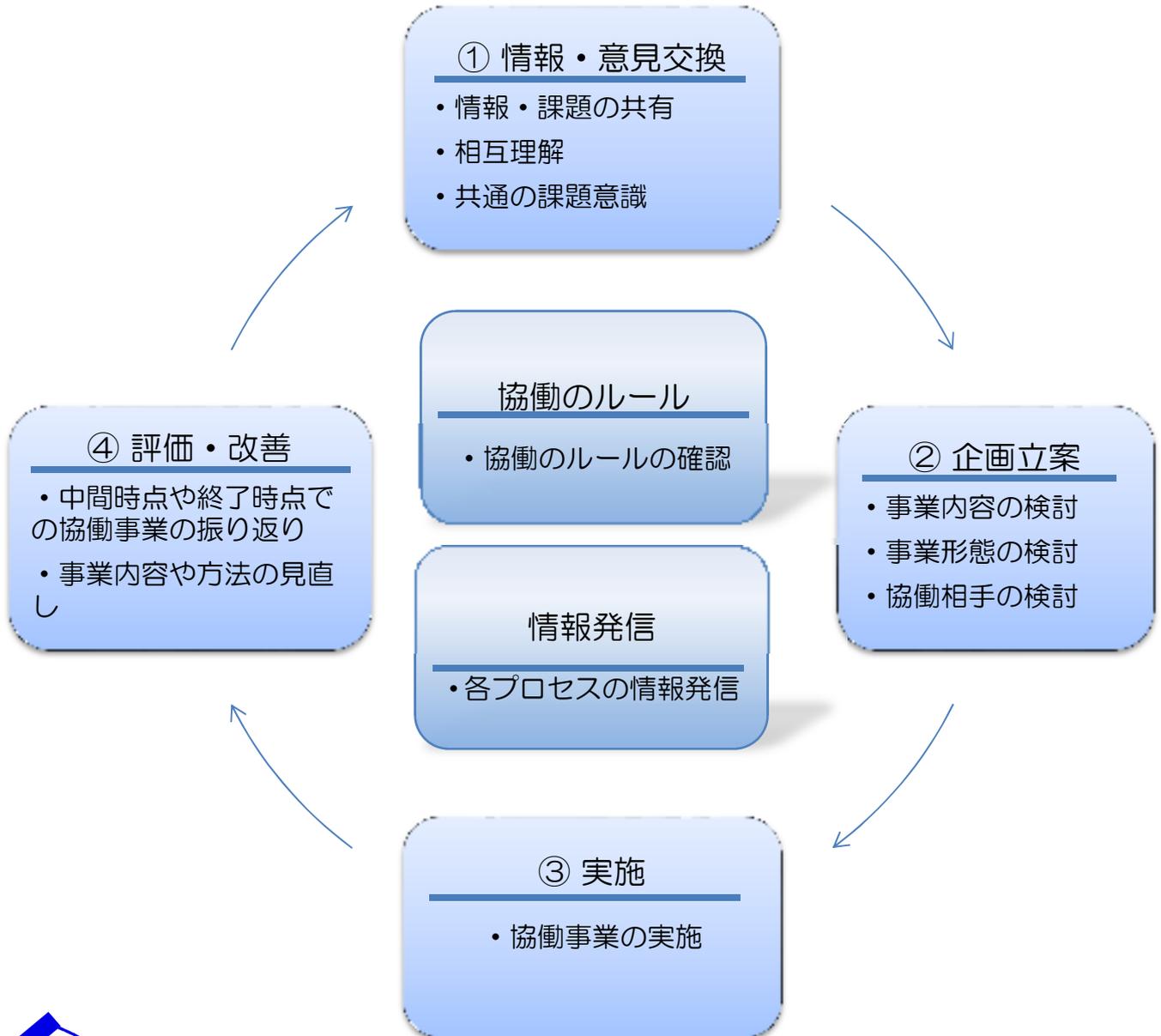
評価の実施

協働事業の結果をお互いに「評価」「点検」し、明らかになった課題を次の事業に活かしましょう。

実際に進めていく手順は？



ふむふむ、なんとなく分かってきたぞ！！
じゃあ、実際に協働するには、どのように進めればいいのか？



協働で進めるには、「情報・意見交換」、「企画立案」、「実施」、「評価・改善」というプロセスがあるの。
その中でも、「協働のルール」の確認と、「情報発信」を忘れずに行うことが大切よ！！



ステップ① 情報・意見交換



天王川公園でボランティアをしてくださっている方達と、これから何をしようかお話をするけど、マッキーも良かったら一緒に参加しない？

ふじかちゃんは環境ボランティアさんとお話するんだよね？
僕は、歴史・文化、特にお祭りが大好きで、あんまり環境は詳しくないけど、参加してもいいのかな？



大丈夫よ！まずは、お互いにどのような活動をしているか知ることが大事なの。その中で、困っていることをお互いに補える方法が見つかったりしたら最高ね！！

～情報・意見交換の場に参加しましょう！！～

協働は、同じ目的を持った人たちが集まり、語り合うことから始まります。

そのためには、お互いが出会う場（交流会や講座・セミナーなど）に顔を出すことが必要です。

他の団体と対話をするにより、新たなアイデアや課題に対する解決方法が生まれることがあります。

☆人が集まる場（交流会や講座・セミナーなど）に積極的に出かけよう！

☆社会や地域の課題に関心を持とう！

☆日頃から人との付き合いを大切にしよう！

☆まずは、自分から声をかけてみよう！

☆人の意見は、最後まで聴こう！



【写真】

市民活動団体情報交流会（ちょこらぼ）



津島市では、みんなが出会う場として「市民活動団体情報交流会（ちょこらぼ）」や「地域コミュニティ団体情報交換会」などが行われているよ！
また、みんなの活動情報を情報誌とフェイスブックで発信しているから、チェックしてみてね！！



ステップ② 企画立案

同じ目的を持った人たちを見つけたよ！
一緒に何ができるか、お話してくるね！！



そうね、「一緒に話す」という事は、とても大切なことよ。
それと、協働の効果が得られなければ、無理に協働することはないの。
協働は「手段」であって、「目的」ではないことを忘れちゃダメよ！！

～事業内容の検討をしましょう！～

まずは、協働で行う方が効果を得られるか話し合しましょう。協働することを目的にしてしまうと、事業を実施することはできても、課題の解決には結びつかないこともあります。3ページの「協働の効果は？」のチェックをお互いにチェックしてみましょう。

- ☆意見や価値観の違いを楽しみ、活かすゆとりを持とう！
- ☆客観的な意見だけではなく、自分ができる提案をしよう！
- ☆お互いを尊重しながら、対等な関係で議論しよう！
- ☆課題や到達すべき目的、成果目標を共有しよう！
- ☆意見が対立したときや行き詰ったときには、「目的」に立ち戻り考えよう！
- ☆原案にこだわらず、柔軟な考えを持とう！

～事業形態の検討をしましょう！～

協働のカタチは様々です。経費の支出を伴うものばかりではなく、団体の情報網を活用した事業の周知なども協働の一つです。5ページの「協働のカタチは？」を参考に検討してみましょう。

どのような協働のカタチでも、それぞれの役割分担を明確にしておくことが必要です。

- ☆お互いの特性や得意分野を理解しよう！
- ☆役割と責任分担を明確にしておこう！
- ☆経費負担や、資金の運用・管理方法を明確化しておこう！

～協働相手の検討をしましょう！～

日頃から、どのような団体がどのような活動をしているのか、情報収集をしておきましょう。また、情報を公開することや、日頃から人との付き合いを大切にしておくことが、新たな協力を得ることにもつながります。

☆情報の発信・収集をしよう！

～協働相手と一緒にチェック！～

お互いが、納得いくまで話し合うこと、共通の認識を持つことが重要です。また、重要な事項については、いつでも確認できるように文書化しておきましょう。「もうやいこシート」を一緒に記入して、お互いが持っておくのもおススメです。



計画段階

	チェックポイント	チェック
1	課題や目的、成果目標についてよく話し合う	
2	お互いの特性や得意分野を理解する	
3	それぞれ何ができるか考え、役割と責任分担を話し合う	
4	経費負担や、資金の運用・管理方法を話し合う	
5	「もうやいこシート」などを活用し、重要な事項は文書化してお互いに確認する	
6	事業を計画中であることを、ホームページや会報等で発信する	



いろいろお話して、役割分担も決まってきたよ！
 だけど、歴史に詳しい人がいなくて・・・

事業を始めようとしていることを、ホームページや会報誌でお知らせすると、協力者が得られたり、情報が集まってきたりもするわよ。
 新しいメンバーが加わると新しい発想が生まれ、可能性が広がるわね！



いろんなメンバーが集まると意見がなかなか一致しないこともあるね。
 だけど、いろんな意見が集まることは、多くの人に満足を与え、きめ細やかな事業になるよ！
 大事なのは、「自ら行動することを提案する」ことだよ！！

ステップ③ 実施

～協働相手とのコミュニケーションを大切に！～

お互いの役割分担が決まっても、事業の進捗状況を共有することが重要です。常にコミュニケーションを取ることが、事業の充実やリスク回避につながります。

また、事業の途中であっても、見直した方が良い内容が見つかった場合は、その都度協議をして改善しましょう。

☆情報の共有をしよう！

☆それぞれの得意分野を活かして助け合おう！

～中間評価をしましょう！～

当初の課題や目的、成果目標の再確認を行うと共に、事業の中間評価を行いましょう。事業が順調に進んでいても、意見交換を行うことにより、改善点やより良い実施方法が見つかることがあります。

☆進み具合を一緒に確認しよう！

☆お互いの知識や経験から学び合おう！

～協働相手と一緒にチェック！～

実施段階になるとコミュニケーション不足になりやすいです。できるだけ意識して、話し合う機会を設けましょう。



実施段階

	チェックポイント	チェック
1	課題や目的、成果目標、手法などをふりかえり、修正しながら取り組む	
2	お互いの強みや得意分野を活かし、助け合って取り組む	
3	相手に任せきりにせず、お互いが役割を自覚して積極的に取り組む	
4	経費負担や、資金の運用・管理方法は計画どおり行われているか。また、変更が生じた際は、その都度話し合う	
5	言いたいことを言える対等な関係で事業を進める	
6	事業の進み具合を、ホームページや会報等で発信する	

ステップ④ 評価・改善

～評価を行おう！～

目標とした成果が得られたか、協働の効果が生まれたかなどの観点を中心に、協働事業の結果を評価・点検することで、事業の成果や反省点が明らかになり、次へのアイデアが生まれてきます。さらに、結果を報告書などにまとめることにより次への意欲もわいてきます。

☆振り返りを行い、成果や反省点を明らかにし、次に活かそう！

☆結果を報告書などにまとめてみよう！

～結果を公表しましょう！～

事業を始めることや途中経過だけでなく、結果や反省点、改善内容などを公表することも必要です。新たな協働事業のお手本となったり、新たな協力者が得られたりすることがあります。

☆事業の成果や反省点、改善内容などを公開しよう！

～協働相手と一緒にチェック！～

振り返りは、協働したみんなで行いましょう。成果や課題を共有することで、次の事業へのつながりや、より充実した事業への展開、自らの学びにもつながります。



ふいかえい段階

	チェックポイント	チェック
1	目標とした成果が得られたか、参加者（利用者）が満足を得られたか話し合う	
2	お互いの特性や得意分野を活かし、助け合って取り組めたか。また、どのような成果が得られたか話し合う	
3	相手に任せきりにせず、お互いが役割を自覚して積極的に取り組むことができたか	
4	資金の運用・管理は的確に行えたか	
5	これまでを振り返って、お互いの考えに相違点が無かったか、また、相違点が出た際は対等に話し合うことにより、共有することができたか	
6	事業の成果や反省点、振り返りの内容を、組織内・協働相手と共有し、ホームページや会報等で発信したか	



成果や反省から新たな課題が見つかり、また一緒に何かを始めるきっかけにもなるから、振り返りをするのはとても大事なんだ。
事業に終わりはあっても、人のつながりに終わりはないよ！！

「津島市協働のルール」策定までの経過

協働のルール策定委員会

開催日	内 容
H25. 8.29	第 1 回 ・委員紹介 ・委員長・副委員長選出 ・「協働のルールについて」 講師：四日市大学総合政策学部 教授 松井真理子氏
H25. 9.25	第 2 回 ・団体の紹介 ・協働のルール説明 ・津島市における協働事業の洗い出し調査の報告 ・協働事例発表 老人クラブ&高齢介護課 (N)防災津島&地域安全課 豆ボラ神守&蛭間コミュニティ
H25.10.28	第 3 回 ・仮想協働事業の検討（グループワーク）
H25.11.17	第 4 回 ・仮想協働事業の検討（グループワーク）
H26. 1.20	第 5 回 ・各種交流会等による意見のまとめ報告 ・協働のルール検討

<p>H26. 8.20</p>	<p>第6回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年度意見取りまとめによる振り返り 	
<p>H26. 9.16</p>	<p>第7回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P Tによる素案の検討 	
<p>H26.10.14</p>	<p>第8回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のルール案について 	
<p>H26.11.18</p>	<p>第9回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のルール案について 	
<p>H26.12.17</p>	<p>第10回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協働のルール案の最終検討 	

協働のルール策定PT

開催日	内 容
H25. 8.22	第 1 回 ・協働事業の実施状況と協働可能な事業の洗い出し調査結果について
H25.11.20	第 2 回 ・協働する上での課題・問題点について ・協働のルールについて
H26. 8. 4	第 3 回 ・昨年度振り返り ・第 6 回策定委員会について
H26. 9. 3	第 4 回 ・協働のルール素案作成
H26.10. 1	第 5 回（書面開催） ・協働のルール案について
H26.11. 4	第 6 回（書面開催） ・協働のルール案について
H26.11.28	第 7 回（書面開催） ・協働のルール案について

市民活動団体交流会（ちょこらぼ）

開催日	内 容
H25.11.13	・困りごとの洗い出し・共有 ・あったらいいな「お約束」

地域コミュニティ団体情報交換会

開催日	内 容
H25.11.15	・コミュニティの協働について

津島市協働のルール策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 様々なまちづくりの主体が、共通認識のもと一体となり、まちづくりを効果的かつ計画的に進めるため、津島市協働のルール策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市民活動の推進に関する事
- (2) 協働の進め方に関する事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働のまちづくりの推進に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内で市民活動を行う者
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(協働のルール策定プロジェクトチーム)

第7条 委員会に協働のルール策定プロジェクトチームを置く。

- 2 協働のルール策定プロジェクトチームは、津島市地域課題会議プロジェクトチームメンバーをもって充てる。
- 3 協働のルール策定プロジェクトチームは、コミュニティ推進課長が招集し、その会議の議長となる。
- 4 コミュニティ推進課長は、協働のルール策定プロジェクトチームの事務を掌理し、協働のルール策定プロジェクトチームの経過及び結果を委員長に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民協働部コミュニティ推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

津島市協働のルール策定委員会委員名簿

◎は会長、○は副会長

氏 名	団体名及び役職名
◎ 余 郷 達 也	NPO法人まちづくり津島副理事長
○ 藤 田 孟 孜	北小学校区コミュニティ推進協議会会長
犬 飼 三 郎	NPO法人共生会理事
谷 口 雅 子	NPO法人放課後のおうち理事長
寺 本 正	NPO法人防災津島の会代表理事
横 山 亜矢子	NPO法人ママ・ぷらす理事
長谷川 よしよ	豆ボラ神守（神守中学校支援地域本部）チーフコーディネーター
石 原 直 美	ボランティアグループにっこにこ代表
大 杉 理 子	まちづクリーム
池 田 史 子	津島市社会福祉協議会主査コミュニティソーシャルワーカー
澤 村 知 伸	社団法人海部津島青年会議所
恒 川 一 三	南小学校区コミュニティ推進協議会事務局長
後 藤 謙 造	神守小学校区コミュニティ推進協議会副会長
国 分 哲 也	蛭間地区コミュニティ推進協議会レクリエーション部会長

アドバイザー

氏 名	団体名及び役職名
松 井 真理子	四日市大学総合政策学部教授

事務局

氏 名	所属及び役職名	備考
中 野 壽 夫	市民協働部長	前任者：松岡 勉
高 林 茂 宏	市民協働部コミュニティ推進課長	
横 井 裕 二	市民協働部コミュニティ推進課補佐	
植 木 美千代	市民協働部コミュニティ推進課主査	

協働のルール策定プロジェクトチーム名簿

◎はリーダー、○はサブリーダー

氏 名	所属及び役職名	備考
◎ 高 林 茂 宏	市民協働部コミュニティ推進課長	
○ 横 井 裕 二	市民協働部コミュニティ推進課補佐	
廣 津 大 輔	市長公室企画政策課広報・広聴グループ主査	(市川記世子)
小 坂 井 博	市長公室人事秘書課秘書グループ統括主任	(永田直樹)
植 木 美千代	市民協働部コミュニティ推進課主査	
林 正 弘	市民協働部地域安全課防災グループ統括主任	
小 倉 ゆかり	生活産業部人権推進課人権推進グループ主査	
水 谷 克 美	生活産業部生活環境課環境整備グループ所長	(中村博子)
平 野 敦 子	生活産業部産業振興課商工観光グループ主査	(永井直樹)
沖 廣	健康福祉部福祉課福祉グループ統括主任	(平野美香)
内 原 直 樹	健康福祉部高齢介護課長寿福祉グループ統括主任	(犬飼将太)
植 村 恵 子	健康福祉部児童課児童・保育グループ指導保育士	(佐藤衣里)
上 野 真紀代	健康福祉部健康推進課成人保健グループ副主任保健師	(中嶋康子)
安 井 正 人	建設部都市整備課管理・土地改良グループ統括主任	(森健二)
野 呂 久 美	建設部計画建築課住宅管理グループ統括主任	(伊藤清隆)
柴 田 大 介	消防本部総務課庶務グループ消防主査	(横井幸史)
佐 藤 祐 也	教育委員会学校教育課学校教育グループ主事	(内原直樹)
水 上 洋	教育委員会社会教育課生涯学習グループ統括主任	

※備考欄（ ）内は前任者

平成 25 年度まで

氏 名	所属及び役職名	備考
中 竹 美和子	総務部総務課庶務グループ主査	
平 野 優	市民病院管理課管理グループ主査	
原 田 健	上下水道部工務課工務グループ統括主任	

発行：津島市

編集：津島市協働のルール策定委員会

問合せ：津島市 市民協働部課 地域・安全課

〒496-8686 愛知県津島市立込町2丁目21番地

電話：0567-24-1111 FAX：0567-24-1791

Eメール：anzen@city.tsushima.lg.jp